

食安輸発0530第1号

平成23年5月30日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室長

(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について  
(中国産食品のサイクラミン酸に係る検査命令対象製造者の一部解除)

標記については、平成23年3月30日付け食安輸発0330第1号（最終改正：平成23年5月26日付け食安輸発0526第8号）にて通知したところです。

今般、違反原因を究明し、当該原因に対する再発防止対策が講じられた下記の製造業者については通常の監視体制に戻し、別表12を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。

記

HUANGYAN NO.2 CANNED FOOD FACTORY, ZHEJIANG CHINA